

国民健康保険制度に係る健康保険証の廃止について

マイナンバーカードと健康保険証の原則一体化に伴う健康保険証の廃止について、現況をご報告いたします。

1. 健康保険証の廃止

現在の健康保険証は、2024 年 12 月 2 日以降廃止となり、医療機関・薬局を受診する際は、マイナ保険証（事前に健康保険証としての利用登録を行ったマイナンバーカード）の利用が基本となります。

ただし、マイナ保険証を保有していない方は、保険確認のための証として、新たに「資格確認書」が交付され、これを提示することにより引き続き医療機関で受診することができます。

また、マイナ保険証を保有している方については、自身の被保険者資格等を簡易に把握できるよう「資格情報のお知らせ」が交付されます。

(1) 健康保険証の廃止日

2024 年 12 月 2 日

(2) 経過措置

2024 年 12 月 1 日までに発行済の健康保険証は改正法の経過措置として、廃止から最長 1 年間は、有効期限まで引き続き使用することができます。

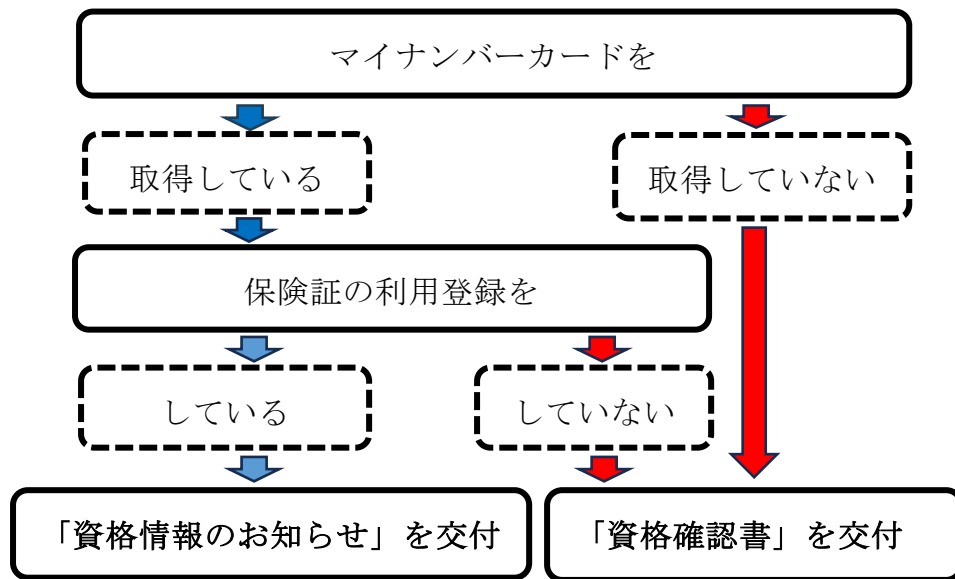
(3) 町田市発行の健康保険証の有効期限

2025 年 9 月 30 日

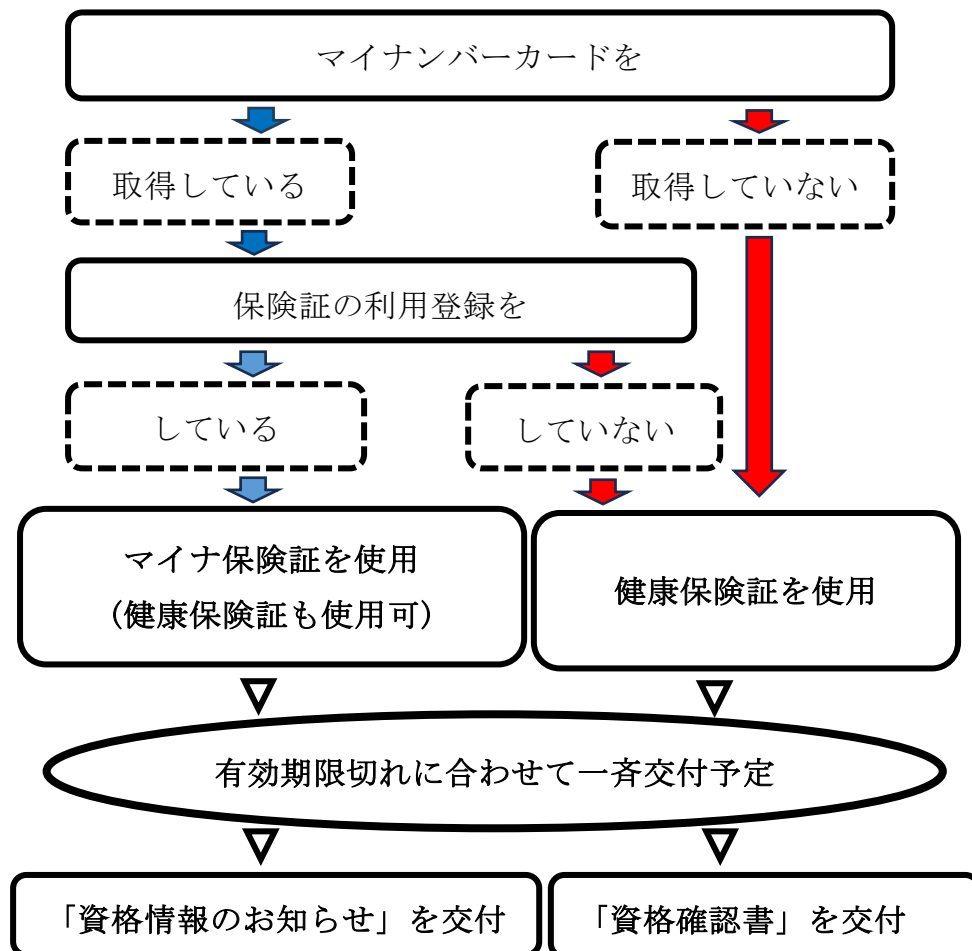
※外国籍の方は在留期間の終了日の翌日、また、後期高齢者医療制度に移行する方（75 歳となる方）は誕生日の前日が有効期限になります。

2. 健康保険証の廃止後の対応

(1) 2024 年 12 月 2 日以降に加入する方



(2) 2024 年 12 月 1 日までに加入している方



※ 2024 年 12 月 2 日以降は、健康保険証を再交付することができません。代わりにマイナ保険証の保有状況を確認し「資格確認書」又は「資格情報のお知らせ」を交付します。